

## 第1回神奈川県いじめ防止対策調査会議事録

(事務局)

定刻になりましたので、これより第1回神奈川県いじめ防止対策調査会を開催いたします。本日の会議ですが、出席委員が10名で、神奈川県いじめ防止対策調査会規則で定める定足数を満たしております。

次に、傍聴の取扱いについて確認したいと思います。県の情報公開条例では、非公開情報が含まれる場合や、公開することで会議の運営に支障が生じる場合を除き、原則公開することとなっています。本日の議題では、個人情報など非公開情報の取扱いはないため、公開とさせていただきたいと考えておりますが、御異議はございませんでしょうか。

－ 異議なし －

それでは、公開とさせていただきます。

次に、本日の会議の傍聴について、一般傍聴者1名が希望しております。これから入室していただきますので、しばらくお待ちください。

－ 傍聴人入室 －

はじめに、次第の1、神奈川県教育委員会支援部長の古島から御挨拶申し上げます。

－ 支援部長あいさつ －

(事務局)

それでは、次第の2「神奈川県いじめ防止対策調査会について」、学校支援課長の吉野から御説明させていただきます。

－ 資料1から資料4を説明 －

(事務局)

本日は第6期になってから、初めての開催になりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。

(事務局)

それでは、私の方から名簿の順番に、役職名とお名前を読み上げますので、本調査会の委員歴なども含めまして、ひとこと自己紹介をお願いいたします。

－ 委員の自己紹介 －

(事務局)

それでは次第の3(1)「会長及び副会長の選出」に移ります。調査会規則第4条第2項において、会長及び副会長は、委員の互選により定めることとしています。

まず、会長についてですが、立候補又は推薦がありましたら、挙手をお願いいたします。

(佐藤委員)

今、立候補、推薦の方がいらっしゃらないようなので、もしよろしければ、小池委員を推薦させていただきたいと思います。先程の自己紹介を聞いておりました、発足当初の第1期から第3期までお務めいただいて、これまでの経験も非常にたくさんありますので、ぜひよろしければ小池委員の方に、会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

ただ今、佐藤委員から小池委員を会長に推薦をいただきました。小池委員、いかがでしょうか。

— 小池委員が了承 —

(事務局)

お諮りいたします。佐藤委員から小池委員を会長に御推薦いただきましたが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

— 賛成多数 —

(事務局)

賛成多数ですので、会長は小池委員をお願いいたします。

次に、副会長の選出に移ります。立候補又は推薦があれば挙手をお願いいたします。

(小池会長)

推薦や立候補される方がいらっしゃらなければ、私の方から、岩田委員を推薦させていただきたいと思います。岩田委員とは、第3期を御一緒させていただいておりますし、精神医療分野で専門的知見をお持ちで、また、これまで調査もしてこられていますので、副会長として適任と考えますので、ぜひお願いできればと思います。

(事務局)

ただ今、小池会長から岩田委員を副会長に御推薦をいただきました。岩田委員、いかがでしょうか。

－ 岩田委員が了承 －

(事務局)

お諮りいたします。小池会長から岩田委員を副会長に御推薦いただきましたが、賛成の方は挙手をお願いします。

－ 賛成多数 －

(事務局)

賛成多数ですので、副会長は岩田委員をお願いいたします。

それでは、会長及び副会長が決定いたしましたので、恐れ入りますが、小池会長、岩田副会長は、前方の会長席、副会長席に御移動をお願いいたします。

－ 座席移動 －

(事務局)

ここからの議事進行は、小池会長をお願いいたします。

(小池会長)

このたび、神奈川県いじめ防止対策調査会の会長に就任させていただきました、小池拓也でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、次第の3(2)「会議の運営について」に移りたいと思います。

先ほど事務局からも説明がありましたが、県立学校におけるいじめの重大事態があった場合には、調査会規則第6条に基づき、調査専門部会において調査を行うこととなります。この調査専門部会に関する取扱いなどを、何点かあらかじめ全体で決めておきたいと思います。

まず、調査専門部会の審議結果については、「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」第9条において、公表することとされていますが、「同要綱の運用について」第5条関係において、当該附属機関の決定、つまりこの調査会の決定により公表しないことができるとされています。

調査専門部会の審議結果については、いじめを受けた児童・生徒の教育的配慮その他センシティブな情報がありますので、公表は行わないこととしたいと思いますが、この点に対して何か質問とか御意見はございますでしょうか。よろしければ採決させていただきますかどうかと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

－ 賛成過半数 －

(小池会長)

賛成過半数と認めましたので、調査専門部会については、審議結果を非公表といたします。

次に、調査専門部会の会議の議事についてですが、調査会規則第6条第7項において、調査専門部会の会議の議事については、調査会の定めるところにより、調査会の議事とみなすことができるとされております。

これにより、調査専門部会の決定事項について、あらためて調査会、全体の調査会の決議を得る必要がなくなることから、調査専門部会における調査や報告の迅速化が図られるため、この取扱いにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。御意見等ございますでしょうか。よろしければ採決させていただきたいと思っております。賛成の方は挙手をお願いいたします。

－ 異議なし －

(小池会長)

御異議がないと認めましたので、調査専門部会の議事を調査会の議事とみなすことといたします。

続いて、調査専門部会の委員について、決めたいと思っております。

神奈川県いじめ防止基本方針では、重大事態の調査を専門的に行うための部会を設置すること、この部会は、全体会議である「いじめ防止対策調査会」の構成員のうち、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成することとされております。逆に言えば、行政の方には外れていただくということになります。

また、部会の委員及び部会長については、「神奈川県いじめ防止対策調査会規則」第6条に基づき、会長が指名するとされておりますので、まず部会の委員について、私から指名させていただきたいと思っております。

調査専門部会の委員には、下里委員、岩田委員、蓮舎委員、永田委員、分部委員、金井委員、小島委員、池ヶ谷委員、松本委員、それから私を含めた10名を指名したいと思っておりますが、皆様よろしいでしょうか。

－ 異議なし －

(小池会長)

異議がないと理解させていただきますので、ただいまの10名を、調査専門部会の委員に指名いたします。

また、今後、重大事態の事案が複数発生した場合を想定し、調査の迅速性の観点から、10名の委員を5名ずつの2つのグループに分けた上で、それぞれのチームに部会長を置きたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

－ 異議なし －

(小池会長)

異議がないと認めますので、そのようにさせていただきたいと思います。委員を2つのチームにし、それぞれに部会長を置くことといたします。

それでは、調査専門部会の部会長の指名ですが、1つ目のチームは会長である私、2つ目のチームは岩田副会長を指名したいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

－ 異議なし －

(小池会長)

異議がないと認めますので、そのようにさせていただきたいと思います。

では、よろしく願いいたします。

以上で、次第の3(2)「会議の運営について」については、閉じさせていただきたいと思います。

続きまして、次第の3(3)「神奈川県におけるいじめの状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

－ 資料5～7の説明 －

(小池会長)

ありがとうございました。今の説明について、何か御質問はありますでしょうか。よろしいですかね。御意見等はいかがでしょうか。

(岩田委員)

両方とも9割というのは、はっきり言って、ぞっとするような数じゃないかと思えます。

(事務局)

現在のいじめ防止対策推進法の定義は、昔のいじめではなくて、ちょっとした人間関係のトラブルであったりとか、人間関係の不調、そういったものも含めて、いじめとして認知しているというところで、こういった結果が出てきているのだろうと思います。

(岩田委員)

あと、アンケートの文面はどのようなものでしょうか。どういういじめをしたかのような細かいアンケートを取っているのですか。いじめを「した」または「された」または「見た」ことがありますかという質問と、〇〇を「した」または「された」または「見た」という質問には、大きな違いがありますね。これはいじめなんだとい

うことを子どもが、認識しているかどうかです。ちょっかいを出したりしても、遊んでいただけだと思っているのは、以前からありますが。

(事務局)

例えば、小学校4年生から中学校3年生の6年間の調査ということで、小中学校の状況をお話しますと、いじめのアンケートとか生活アンケートで、ちょっと嫌なことを言われたとか、変なあだ名で呼ばれたことがあるとか、そういうようなアンケートを取っている学校もあります。

(岩田委員)

それをチェックされたのですね。では、その行為を子どもがいじめと認識しているかどうかはわからないということですね。

(事務局)

ただ、学校がきちんと指導した数がここに計上されていますので、ちょっと嫌な悪ふざけのような形で行ったとしても、よくイジリとかといいます、受け取る側が嫌だと思ったことについては、きちんと学校が指導して、その指導した件数がこちらに上がっている状況です。例えば、どんな内容かというのは、この資料6の5ページにいじめの態様という資料がございます。そこによりますと、いじめの中でも冷やかしか、からかい、悪口というような嫌なことを言われるということが一番多い状況になりますので、約9割のお子さんが自分もやってしまったことがあるし、そういうことをされたことがあるということです。小学校4年生から中学校3年生くらいの発達の途上にある子どもたちが、お互いにそういったことがあって、それを学校としてきちんと指導した数になります。

(岩田委員)

アンケートの用紙は教育関係者の作ったものがあったのですね。

(事務局)

各学校がその用紙を作っています。

(岩田委員)

どこかで見られたら、ぜひ見せていただきたいと思います。アンケートを取る方法はすごくよかったと思うのです。これをいじめと認識しているのは、やった生徒なのかされた生徒なのか、先生方なのか、その違いは重視したいです。

(関委員)

今、本人が嫌だと思ったことに対して指導をしたということなのですが、この指導をしたというのは、子どもに対してで止まっているのか、それともそこから一歩出て、

保護者に対して指導したのかで、大分違うのかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

(事務局)

各学校でいじめと認知したときには、学校の組織として扱うことになっています。そのため、基本的には保護者にも連絡をして、こういったことがあり、こう指導したということはお伝えして、家庭と一緒に指導していくと、そのように取り組んでいます。

(佐藤委員)

高校のたぶん多くの学校でやっていることですが、先程お話があったいじめについても、心身に苦痛を感じているといったところが定義になっておりますので、同じような言葉を言われても苦痛だと思っ子どももいれば、全くそれを人間関係の中でのじゃれ合いと捉える場合もあるわけで、個人差も大きいですし、また学年が上がって少なくなってくるのは、おそらくお互いの人間関係が大人になって言わなくなってくるのもあるでしょうし、もしくは耐性がちょっとついてくる、人間関係として、大人でも嫌な思いをすることはたくさんあると思うのですが、このようなものだろうなという感じで大人になってくる過程があるのかもしれないです。ただ、子どもの方、児童・生徒の方がこれはきついなということで、いじめだと訴えてきたときには、すぐ学校の方で事情を聴いて、必ず被害者、加害者の両方から、一方的な話ではなく、両方の話を聞いて、必ずその後、その解消に向けて話をしますし、必ず学校で起こったことはすぐに保護者にも連絡をして、こういう指導をしますとか、こういう指導をしましたとか、それは必ず同じ状況を家庭にも伝えて、学校と家庭が同じ目線で子どもたちを見ていくということで、学校だけで情報を留めるということは絶対にはないと思います。

(峰尾委員)

支援学校では大体の学校で、生活アンケートという形で、お子さんによってはそのお子さんに聞いたりとか、保護者に聞いたりとかしていると思います。横浜南支援学校は知的に遅れの無い生徒が多い、小中学校にほぼ近いところがあるので、生活アンケートを取っています。人数が少ないので、教員が1対1でインタビューをしながら話を聞いています。嫌なことをされたことがあるか、嫌なことを感じたことがあるかという視点で、本人と話をしている、やはり多いのが、悪口を言われたとか、変なあだ名を付けられたとか、そういうことがとても多いです。それに対して、きちんと聞き取りをして、その子に受け止めたということを伝え、悪口を言ったといわれた子どもに関しても聞き取りをして、きちんと解決をしていくのですが、そういったやり取りをする中で、そういうことは悪いこと、相手が傷付くというような形の指導になります。そうやって気軽にやってよいことではないということを教えていくことで、ここにアンケートに挙がってくるので、99%というすごく高い数字になっていると思います。

ますが、それは指導の一つとさせていただけると助かると、学校としては思います。

(小池会長)

私の方からも一言申し上げさせていただきます。結局、この組織は、いじめ防止対策推進法、今から 11 年前にできた法律で、こういった組織が運営されているのですが、あの法律が何でできたかという、大津のいじめ事件を始めとするいじめの隠ぺいみたいなことが不幸にして起きてしまった。隠ぺいをしない、いじめを包み隠さず対応していきましょうということでこの法律ができています。だから、いじめの定義も広いですね。行為があって、苦痛を感じたら、基本的にはいじめ。重大事態も疑いがあったらいじめですから、小さな声を見逃さないということが立法趣旨になってくると思います。だから、件数が多いです。理想的には本当にそれがゼロになるのがよいかもしれないが、現状としてはむしろ隠れているものをまずは表にしていけないといけませんので、積極的な認定をぜひしていただきたいと思います。重大事態調査の方も、神奈川県の数値はやや低めに出ていると思いますが、そのあたりも見直していただく必要があるという印象は持ちます。こういうので、何件か調査をさせていただくと、妙な完ぺき主義というのか、何か不祥事があったてはならないみたいな、責任感の一つだと思うのだが、不祥事があったてはならないという思いが悪い方向に出てしまうことがすごく多いと思います。そういうことではなく、人はとにかく過ちを犯す。過ちは無い方がよいに決まっているが、犯すことは避けられないのだから、過ちを包み隠さず共有して対応や再発防止につなげていただければと思います。

他に何かございませんか。

(小島委員)

資料 5 の 6 ページのところにいじめの解消の状況があります。解消とはどういうことをいうのか、こちらにあるのですが、3 か月を目安にして、止んでいるとか。今まで調査に色々に入ったときに、いじめられている方が転校してしまっている。転校した段階で、もういじめが解消されているのか、それとも転校した段階で止めているのか、転校した先に行ってもまだ心の中のわだかまりが取れないから解消していないと本人が言うのか。それから、転校はしないが引きこもりに入ってしまうというのもあると思うのですが、そういった数字はここからは見えませんよね。そういうのは別なところで何か捉えているのでしょうか。

(事務局)

基本的には、この 6 ページの下の方のところに「その他」という数字があります。転校したとしても、学校との関係性もよく、その後の児童・生徒さんの様子などの、状況を学校が確認できれば、解消しているか、解消していないかというところで、計上しているのですが、どうしても転校してしまった生徒さんの状況が確認できないといった場合には、「その他」に計上するようになっておりますので、どこまで追えているかというのは、この調査ではこのような形になっています。



(小島委員)

色々な例で、転校しても、結局転校した学校と前の学校と連携を取って、そのお子さんが、きちんと心が良い状態にまでなって、新しいクラスの中で自分の場所を作っていけるところまで、追っていくときもあったのですが、そういうところも「その他」という言葉の中に入れてないで、やはりそういう細かいところまで見てもらわないと、解消とまで言わないと思います。

(小池会長)

念のために確認しますが、仮に転校した後も不登校の状況が続いていたら、解消していないにカウントするのですか。

(事務局)

はい。

(小池会長)

あと、いかがでしょうか。

(岩田委員)

精神科的な視点でいいますと、前にも申し上げたかもしれませんが、3か月というのは一つの目安とは思いますが、かなり短いです。重大事態の方を見ているとだいたい長い経過ですよ。鬱病等で精神科を訪れる人の中に40歳とか50歳の方でも、実は中学時代に受けたいじめ体験が甦ってきたということもあります。大人になって普通に暮らしていたのだが、職場で色々なことがあり、昔の苦しかった体験が思い出されるようなことがあるわけです。一応解消というのは、いじめ自体が無くなっただけで、心の傷が解消されるのは人生ずっとかけてかもしれませんので、解消というと全然なくなったみたいに受けとれます。いじめ自体が無くなったというのはすごく良かったし大事なことだと思うのですが、解消はちょっと違うような気がしないわけでもない。

(小池会長)

確かに解消という語感がどうかとは思いますが、解決に向けて取り組まなければいけないわけだから、その目安として何かゴールは設定される必要がある。そのゴールの表現として、解消という表現が使われているかと思うのですが、やはり御意見があった通り、解消の一言で括ってよいのかというところは多々あるかと思いますが、お願いできればと思います。

(事務局)

ありがとうございます。県教育委員会としても学校が解消したと確認し計上しても、

継続的に様子をしっかり見守りながら状況を確認してくださいということで、各学校にお願いをしている状況もございます。確かに委員おっしゃるとおり、解消と言ったら、それでもうお終いということではないと、我々もしっかり認識をしております。

(小池会長)

その他いかがでしょうか。活発な御意見ありがとうございました。  
そろそろ時間となりますが、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

最後に1点御連絡ですが、お手元の資料8を御覧ください。こちらは文部科学省が今年度8月に、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを改訂し、各都道府県教育委員会等へ通知したものでございます。今回改訂されたガイドラインを含め、参考までに情報提供をさせていただきます。

(小池会長)

事務局から他になれば、事務局の方にお戻しいたします。

(事務局)

長時間にわたる御協議、ありがとうございました。次回の日程ですが、来年度以降の開催を予定しております。近くなりましたら事務局から日程調整をさせていただきますので、御協力をよろしく願いいたします。以上で本日の日程は、すべて終了となります。本日は、お忙しい中、ありがとうございました。